

共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理規程（以下「倫理規程」という）第19条に基づき、共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という）の組織および運営に関し、必要な事項を定める。

2 委員会は、共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程第13条に定める不正防止計画推進部署としての役割も担うものとする。

(定義)

第2条 削除

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 倫理規程の運用、解釈に関すること
- (2) 倫理規程に定める研究者、研究支援者および本学の責務に関すること
- (3) 倫理規程の改廃に関すること
- (4) 不正防止計画の策定、推進、検証に関すること
- (5) 研究者、研究支援者および学生への研究倫理教育に関すること
- (6) 研究者および研究支援者へのコンプライアンス教育に関すること
- (7) その他、研究倫理および不正防止対策の推進に当たり必要な事項に関すること

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 各研究科長、学部長、科長
- (5) 全学教育推進機構長
- (6) 総合文化研究所長
- (7) 研究倫理審査委員長
- (8) 事務局の部長および人事課、財務課、教育学術推進課の各課長
- (9) その他学長が必要と認める者

2 委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員会は、前条第4号から第6号の業務を行うにあたり、内部監査室の陪席を求めるものとする。

(任期)

第5条 前条第1項に定める委員の任期は、職制による者以外は2年とする。ただし再任を妨げない。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教育学術推進課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1. この規程は、平成27年10月1日から施行する。

2. この規程の制定に伴い、共立女子大学・共立女子短期大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程において、不正防止計画推進部署として定めた研究不正防止委員会は廃止する。

附 則

1. この規程は、2020（令和2）年9月1日から施行する。

附則

この規程は、2022年（令和4）年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。